

土木・建築工事

設計変更ガイドライン

平成 30 年 4 月

● 土木・建築工事設計変更ガイドラインの策定にあたって

国では、平成26年6月に改正した「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行を受け、公共工事の品質を将来に渡って確保するため、建設業の中長期的な担い手を育成、確保することが明記されました。「計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更」が示され、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が発注者の責務として明確化されました。

さらに、発注関係事務の運用に関する指針では、発注者が必ず実施すべき事項として、「現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書を作成する」及び「施工条件の変化等に応じて、必要と認められるときは、適切に設計図書を変更する」ことが示されました。

こうした背景のもと、受発注者間の変更手続が円滑かつ適切に行われるよう、設計変更に関する運用指針として、土木・建築工事設計変更ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を策定したものです。

公共土木・建築工事は、多様な制約条件の下で個別に設計や施工を行い、多岐にわたる目的物を完成させるものであり、発注者は工事を円滑かつ適切に実施するため、工事施工上の制約となる施工条件を仕様書等に明示し、発注者と受注者の役割分担を明確にするとともに、施工条件が変わった場合の措置を明確にする必要があります。また、受注者は、工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し、進めることが不可欠です。

本ガイドラインは、設計変更の対象事項や必要な手続きなどを明らかにすることにより、設計変更を適切に行うための受注者、発注者双方にとっての共通の手引書として整理したものです。

総務部契約検査課

●目 次

1. 設計変更の基本

- (1) 設計変更の基本的な考え方……………1
- (2) 設計変更の対象事項……………1

2. 設計変更が不可能なケース……………5

- (1) 基本事項……………5

3. 設計変更が可能なケース……………7

- (1) 基本的事項……………7
- (2) 設計図書の確認と手続き……………8

4. 設計図書の照査…………… 11

- (1) 基本事項…………… 11
- (2) 「設計図書の照査」の位置づけ…………… 12

- (3) 設計図書の照査の範囲をこえるもの（設計変更が可能なケース）…………… 13

5. 任意・指定の使い分け…………… 14

- (1) 基本事項…………… 14
- (2) 留意事項…………… 14
- (3) 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲… 15

6. その他（参考）…………… 16

- (1) 照査項目確認表…………… 16

1. 設計変更の基本

(1)設計変更の基本的な考え方

工事の施工は、設計図書に基づいて施工すべきであるが、真にやむを得ない事情により設計図書と現場等に差異が生じた場合、当該工事との一体性を損ねない範囲において設計変更を行うこととし、原則として、契約変更（工期や請負代金額の変更）を行う。

- 設計図書：仕様書、図面、施行条件明示書、工事の施工に関する工種や設計数量および規格を示した図書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）をいう。
- 契約図書：契約書及び設計図書をいう。
- 設計変更：図面または仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。
- 契約変更：契約書第23条又は第24条の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。

(2)設計変更の対象事項

契約約款において、条件変更等に伴う設計変更の対象事項は契約約款第18条（条件変更等）に、発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更は契約約款第19条（設計図書の変更）に、また、受注者の責めに帰することができない事由による工事の一時中止については契約約款第20条（工事の中止）に規定している。

契約約款第18条第1項（条件変更等）（抜粋）

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

契約約款第19条（設計図書の変更）（抜粋）

発注者は、必要があると認めたときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書の変更をすることができる。

契約約款第20条第1項（工事の中止）（抜粋）

受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

契約約款第21条第1項（受注者の請求による工期の延期）（抜粋）

受注者は天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

○設計変更の対象となる事項

設 計 変 更 の 対 象 事 項	契約約款
① 設計図書が一致しない 例) 土木・建築工事 ア 図面と設計書で、材料の名称や規格が一致しない イ 図面と設計書で（構造物延長、舗装面積、材料、仕様等）が一致しない ウ 平面図と縦断図で（管布設延長、材料等）が一致しない ※建築工事の場合において、他の工種との間で相違を相殺でき、目的物を完成することができる場合はこの限りではない。	第18条 第1項 第1号
② 設計図書に誤謬（ごびゅう）又は脱漏（だつろう）がある 例) 土木工事 ア 設計図書に示されている杭の打設方法では、明示されている土質での施工ができない イ 使用する部材の品質が明示されていない	第18条 第1項 第2号

ウ 図面に示されている材料が設計書に計上されていない エ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質、地下水位に関する一切の明示がない オ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導員についての明示がない 例) 建築工事 ア 工事施工上必要な材料仕様（材料名など）について、図面ごとに一致しない場合 ※建築工事の場合において、他の工種との間で相違を相殺でき、目的物を完成することができる場合はこの限りではない。	
③ 設計図書の表示が明確でない 例) 土木工事 ア 土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確である イ 水替工実施の記載があるが、作業時、常時などの運転条件の明示がない ウ 使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない 例) 建築工事 ア 図面の記載内容が読み取れない場合	第18条 第1項 第3号
④ 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない 例) 土木工事 ア 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない イ 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない ウ 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない 例) 建築工事 ア 設計図書に明示された支持地盤と実際の施工による支持地盤が大きく異なる事実が判明した場合 イ 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査や撤去が必要となった場合 ウ 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合	第18条 第1項 第4号
⑤ 予期することのできない特別な状態が生じた（設計図書で明示されていない施工条件について） 例) 土木・建築工事 ア 軟弱な地盤があり、地盤改良が必要になった イ 埋蔵文化財が発見され調査が必要になった ウ 掘削断面に地下工作物が出現し取壊しが必要になった	第18条 第1項 第5号

工 近接する水路や地下水等の影響により、地盤沈下等が発生する恐れがあるため、矢板の設置が必要になった。	
⑥ 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更 例) 土木工事 ア 警察、河川や鉄道の管理者、電気やガス等の事業者、消防署等との事前協議内容に変更が生じたことにより、施工内容を変更する イ 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する ウ 当初設計で指定していた残土等の処分先を変更する エ 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設が必要となった 例) 建築工事 ア 周辺住民との協議により、変更する必要があると認める場合 イ 関係官公署の行政指導により変更する必要があると認める場合 ウ 関連工事との調整により、変更する必要があると認める場合 エ 施設の維持管理又は利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合	第 19 条
⑦ 受注者の責めに帰することができない事由による工事の一時中止 例) 土木・建築工事 ア 発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない イ 設計図書に工事着工時期が定められているが、その期日までに請負者の責によらず施工できない ウ 管理者間の協議の結果、施工できない期間が設定された エ 請負者の責によらない何らかの事象（地元調整等）が生じた オ 予見できない事態（地下障害物の発見等）が生じた カ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能と認められる キ 別契約の関連工事の進捗が遅れた 補足）発注者は予定している別途工事がある場合には、その内容をあらかじめ設計図書で示すことが望ましい	第 20 条
⑧ 受注者の責めに帰することができない工期延長 例) 土木・建築工事 ア 天候不良が続き工事の進捗が遅れた イ 工事打合せ書による受注者からの協議に、発注者の回答が遅くなり工事の進捗が遅れた	第 21 条

2. 設計変更が不可能なケース

(3) 基本事項

下記のような場合においては、原則として設計変更できない。

① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず 受注者が独自に判断して施工を実施した場合

◆受注者は契約約款第 18 条第 1 項により設計図書と工事現場の不一致、条件明示の無い事項等発見したときは、その事実が確認できる資料を書面（工事記録等）により監督員に提出し確認を求める。

② 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施 した場合

◆協議の回答は、発注者が契約約款第 18 条第 3 項により調査の終了後 14 日以内にすることとなっており、速やかな回答は発注者の責務である。しかしながら、協議内容によっては各種検討や関係機関調整が必要などやむを得ず受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間を延長する場合もある。その為、受注者はその事実が判明次第、できるだけ早い段階で協議（工事打合せ書等）を行うことが重要である。

③ 受注者からの「施工承諾」で施工した場合

◆設計図書と工事現場の不一致、条件明示の無い事項等の場合は契約約款第 18 条による確認をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである。

④ 工事請負契約書等に定められている所定の手続きを経ていない場合 （契約約款第 18 条～第 24 条、群馬県土木工事標準仕様書 1-1-1-13～1-1-1-15、公共建築工事標準仕様書(建築編)1-1-8～1-1-10）

◆発注者及び受注者は協議、指示、一時中止、工期変更、請負代金額の変更など所定の手続を行う。

⑤ 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示、協議等）の場合

◆発注者は速やかに書面による指示、協議等を行う。受注者は書面による指示、協議等の回答を得て施工する。

※契約約款第 26 条（臨機の措置）については別途考慮する。

■協議：書面により契約図書の協議事項について，発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し，結論を得ることをいう。

■承諾：契約図書で明示した事項について，発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。

■施工承諾：受注者が自らの都合により施工方法を変更するため，発注者または監督員が承諾することをいう。

契約約款第26条（臨機の措置）（抜粋）

受注者は，災害防止等のため必要があると認めるときは，臨機の措置をとらなければならない。この場合において，必要があると認めるときは，受注者は，あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし，緊急やむを得ない事情があるときは，この限りではない。

3. 設計変更が可能なケース

(4) 基本事項

下記のような場合には設計変更が可能である。

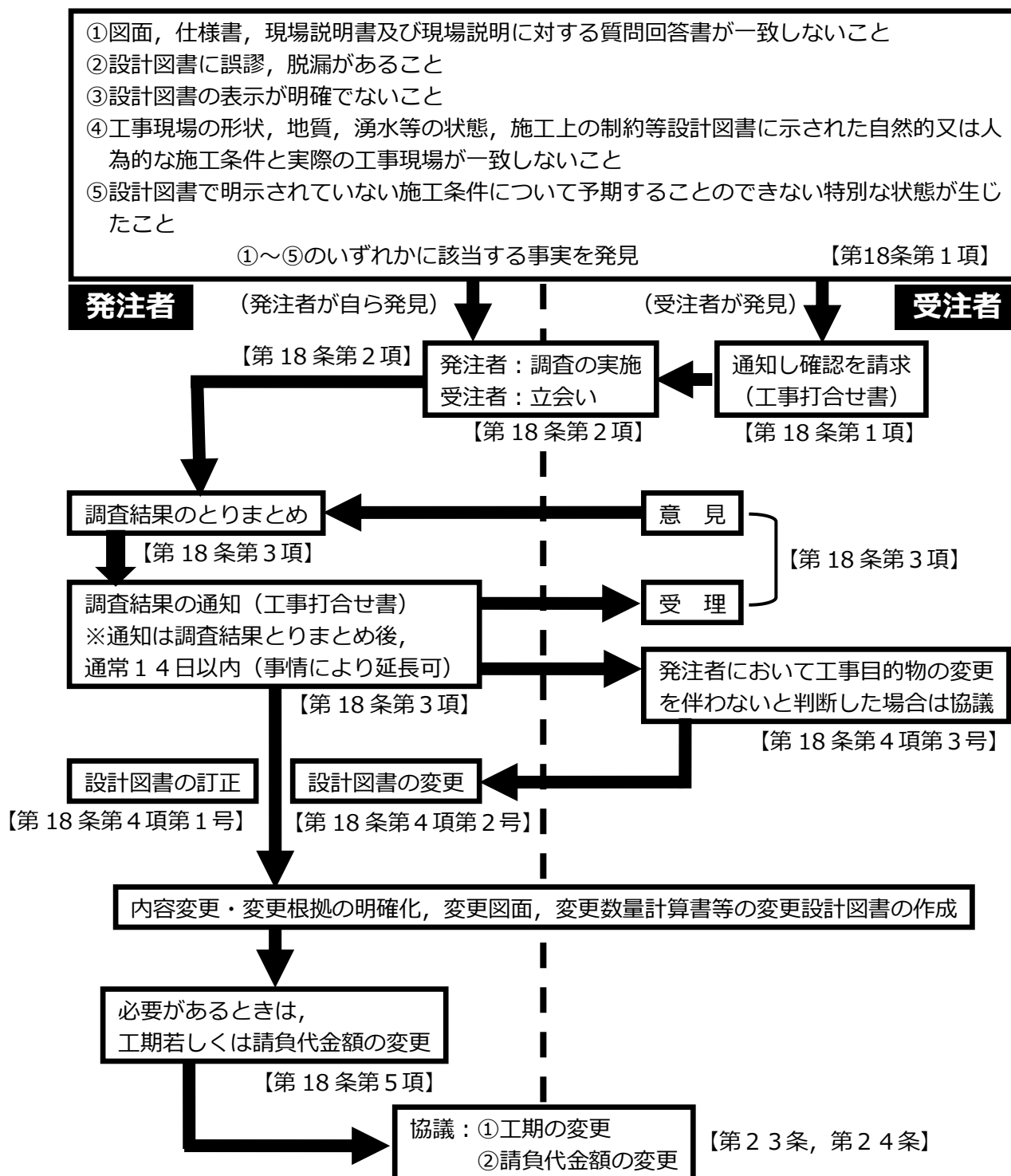
- ① **仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係らず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。**（ただし、所定の手続きが必要。）
- ② **当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず工事着手できない場合。**
- ③ **所定の手続（「協議等」）を行い、発注者「指示」によるもの。**
（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
- ④ **受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。**
- ⑤ **受注者の責によらない工期の延期や短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。**

■ 指示：契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

(5)設計図書の確認と手続

①第18条（条件変更等）の手続フロー

受注者は、工事の施工に当たり、契約約款第18条第1項各号に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、発注者にその確認を請求する。

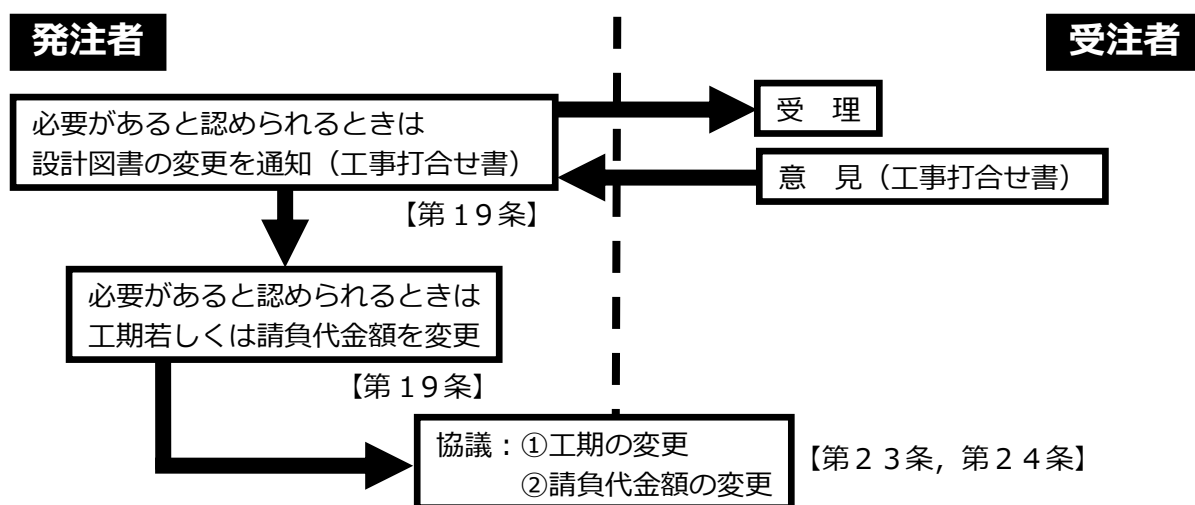


■設計図書の訂正：契約約款第18条第1項第1号から第3号のいずれかに該当する場合

■設計図書の変更：契約約款第18条第1項第4号、第5号のいずれかに該当する場合

②第19条（設計図書の変更）の手続フロー

発注者は、必要があると認めるときは、契約約款第19条により設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。



③第20条（工事の中止）

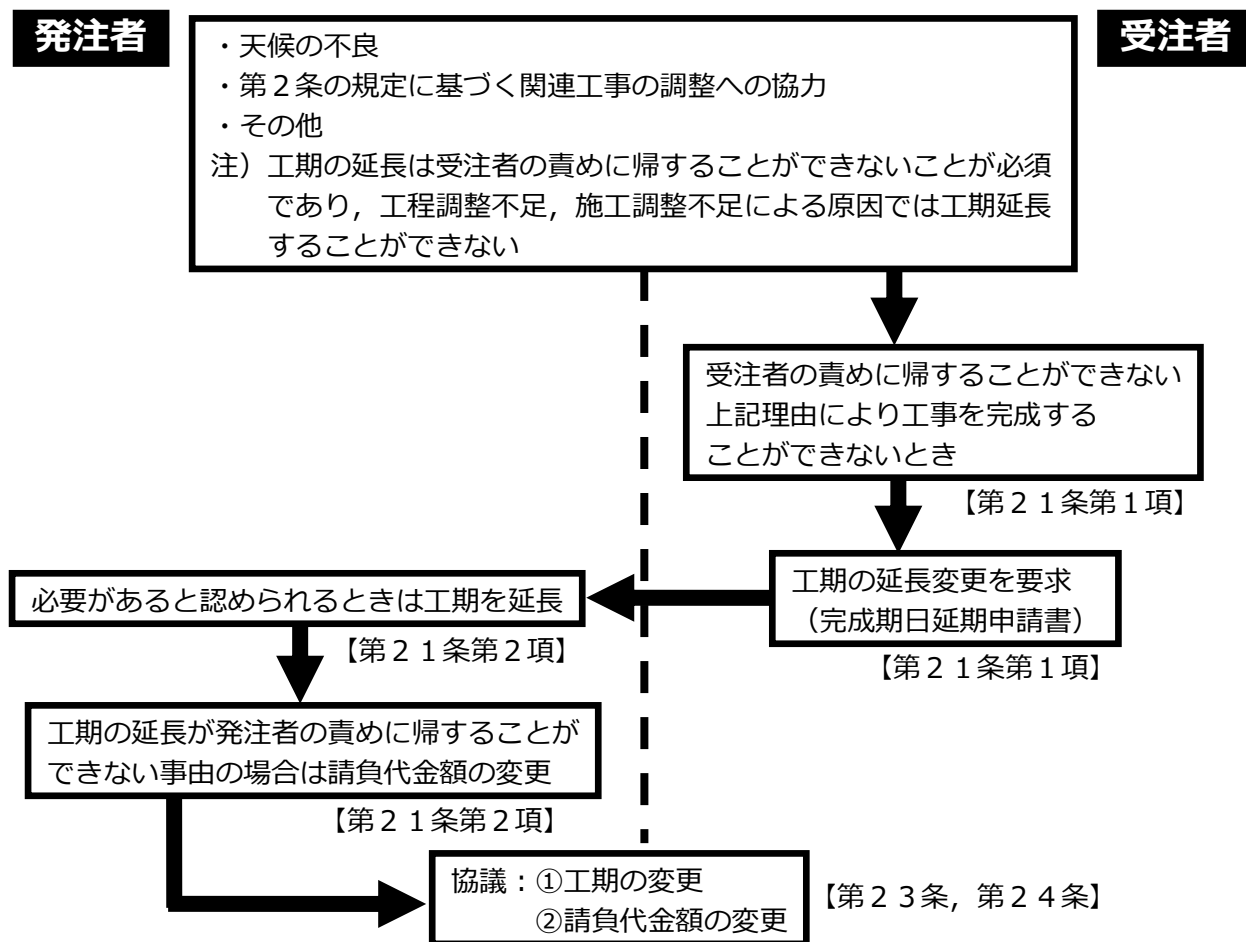
受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場

の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、契約約款第20条第1項により工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

手続きについては、土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）Ⅱ工事一時中止に係るガイドライン（案）（平成28年度5月国土交通省関東地方整備局）、営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）Ⅲ工事一時中止ガイドライン（平成27年度5月国土交通省管庁営繕部）等を参考に受注者・発注者の協議によるものとする。

④第21条（受注者の請求による工期の延長）の手続フロー

受注者は、受注者の責めに帰することができない事由によって工期内に工事を完成することができない場合には、契約約款第21条第1項により工期の延長を請求することができる。



4. 設計図書の照査

(1) 基本事項

「設計図書の照査」とは、設計図書に問題点が無いか確認することで、受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に該当する設計図書の問題点が無いか確認することである。

■ 1-1-1-3 設計図書の照査等 :群馬県土木工事標準仕様書(抜粋)

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

(2) 「設計図書の照査」の位置づけ

- ◆受注者は、工事請負契約書に基づいて、設計照査を行うこととなる。
(原則、照査項目確認表を使用するものとする。)

■設計図書の照査に係わる規程について：契約約款第18条（条件変更等）

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- ◆照査結果から契約約款第18条にある、現場と設計図書が一致しないことの事実を監督員が確認できる資料（現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等）の作成は、受注者の負担により作成を行う。
- ◆土木工事においては、照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行うものとする。

(3) 設計図書の照査の範囲をこえるもの（設計変更が可能なケース）

土木工事における受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲をこえる行為としては、以下のものなどが想定される。

- ①現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの、又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ②施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの、又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ④構造物の位置や計画高さ、延長等が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑤構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑥現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う）
- ⑦構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑧基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算および図面作成。
- ⑨土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑩「設計要領」や「各種示方書」等との対比設計。
- ⑪構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ⑫設計根拠までさかのぼる見直し、必要とする工費の算出。
- ⑬舗装維持工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず、群馬県土木工事標準仕様書「10-14-4-3路面切削工」「10-14-4-5切削オーバーレイ工」「10-14-4-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる）。

5. 任意と指定の使い分け

(1) 基本事項

任意と指定については、契約約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ①任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- ②任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として変更の対象としない。
- ③ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

(2) 留意事項

任意と指定の使い分けにおいては下記の事項に留意する。

- ①仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
- ②任意については、受注者が自らの責任で行うもので仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。（設計変更の対象とはしない）
- ③発注者（監督員）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。

◆任意における不適切な対応例（土木工事）

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
- ・標準歩掛かりではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・新技術の活用については受注者から申出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応

ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行う。

(3) 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

公共調達において施工される対象は、「工事目的物」と「仮設物」に大別できる。「工事目的物」については、発注者の「受け取り対象物」であり、設計図を作成することが必須である。「仮設物」は、最終的な発注者の「受け取り対象外」であり、契約約款第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲である。（自主施工の原則）

契約約款第1条第3項（総則）（抜粋）

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

◆指定と任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する（設計書一次単価表を含む）	施工方法等について具体的に指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	<指定仮設とすべき事項> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特殊工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設	

6. その他（参考）

照 査 項 目 確 認 表（土木工事用）

工 事 名				受 注 者		
現場代理人		主任・監理技術者		照 査 者		

項 目	主 な 内 容	対象の有無	照査結果	照査月日	備 考
施工上の基本条件	1 施工時期、施工時間、施工方法などについて条件明示があるか	☐	適：不	/	
	2 工事目的物に部分使用はあるか	☐	適：不	/	
	4 施工開始日を設定されているか	☐	適：不	/	
	5 環境対策（濁水処理、騒音、振動・防塵など）について確認したか	☐	適：不	/	
	6 工事用地等について（敷地、仮設用地）確保されているか	☐	適：不	/	
	7 運搬経路・迂回路等の条件があるか	☐	適：不	/	
	8 近接構造物の有無の確認は行なったか	☐	適：不	/	
	9 工事支障物件（電柱、埋設物など）の移設、撤去は済んでいるか	☐	適：不	/	
	10 工事施工に伴う第三者への被害を及ぼすことが懸念され、事前・事後調査等について確認したか	☐	適：不	/	
	11 その他	☐	適：不	/	
関係機関との協議内容の確認	1 電線・ケーブル、電柱、水道、ガス、鉄道等管理者との施工条件内容を確認したか	☐	適：不	/	
	2 関係機関との協議（道路、河川、鉄道、公安委員会等）内容を確認したか	☐	適：不	/	
	3 地元及び地権者との施工条件内容を確認したか	☐	適：不	/	
	4 利権者（農協、漁組）及び占用者との施工条件内容を確認したか	☐	適：不	/	
	5 保安林及び埋蔵文化財等の施工条件内容を確認したか	☐	適：不	/	
	6 通学路及びバス路線となっているかどうか	☐	適：不	/	
	7 土砂の処理場または土取場の位置、規模は明確になっているか	☐	適：不	/	
	8 その他	☐	適：不	/	
地形条件	1 用地境界を確認したか	☐	適：不	/	
	2 施工ヤード、スペースを確認したか	☐	適：不	/	
	3 その他	☐	適：不	/	
施工条件	1 施工上の制約条件を確認したか	☐	適：不	/	
	2 仮設工（仮設道路、土留工、仮締切土、工事用道路工など）について工法の指定などを確認したか	☐	適：不	/	
	3 交通安全対策について確認したか（防護施設、交通整理員、作業制限など）	☐	適：不	/	
	4 工事用資材等の経路、使用期間等に制限などについて安全施設、補修、工事終了後の処置などについて確認したか	☐	適：不	/	
	6 他の工事と関連がある場合の条件などを確認したか	☐	適：不	/	
	7 建設発生土関係について明示された内容を確認したか	☐	適：不	/	
	8 建設副産物関係について明示された内容を確認したか	☐	適：不	/	
	9 支給品及び発生材について明示され内容を確認したか	☐	適：不	/	
	10 再使用材料について明示され内容の確認をしたか	☐	適：不	/	
	11 その他	☐	適：不	/	

現地踏査	1	工事における振動、騒音等の環境状況を把握したか	☐	適 : 不	✓	
	2	支障物件(地下埋設物、既設樋管との離れ等)の状況を把握したか	☐	適 : 不	✓	
	4	ベンチマークを確認したか	☐	適 : 不	✓	
	5	使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか	☐	適 : 不	✓	
	6	その他	☐	適 : 不	✓	
	設計図	1	全体一般図に必要な項目が記載されているか(地質条件等)	☐	適 : 不	✓
2		現地盤高と計画高の整合を確認したか	☐	適 : 不	✓	
3		各設計図が相互に整合しているか	☐	適 : 不	✓	
4		・施工高さと関係図	☐	適 : 不	✓	
		・一般平面図と縦断図	☐	適 : 不	✓	
		・構造図と配筋図	☐	適 : 不	✓	
		・構造図と仮設図	☐	適 : 不	✓	
5		指定仮設の場合、必要な項目が記載されているか	☐	適 : 不	✓	
6		設計図と工事数量総括表の使用材料の整合がとれているか	☐	適 : 不	✓	
7		特記仕様書を確認したか	☐	適 : 不	✓	
8	その他	☐	適 : 不	✓		
その他	1		☐	適 : 不	✓	
	2		☐	適 : 不	✓	
	3		☐	適 : 不	✓	
	4		☐	適 : 不	✓	
	5		☐	適 : 不	✓	
	6		☐	適 : 不	✓	
	7		☐	適 : 不	✓	
	8		☐	適 : 不	✓	

注1: 照査項目確認表は、工事開始前に確認・チェックし、監督員に報告してください。

注2: チェック項目については、受注者が手書きで記入してください。

注3: 記載のチェック項目以外に、監督員が照査として必要な項目がある場合は、その他の欄に記載してください。

照 査 項 目 確 認 表(建築工事用)

工 事 名				受 注 者		
現場代理人		主任・監理技術者		照 査 者		

項 目	主 な 内 容	対象の有無	照査結果	照査月日	備 考
施工上の基本条件	1 施工時期、施工時間、などについて条件明示があるか	☐	適 : 不	/	
	2 工事目的物に部分使用はあるか	☐	適 : 不	/	
	3 他官庁からの特定条件はあるか	☐	適 : 不	/	
	4 施工開始日を設定されているか	☐	適 : 不	/	
	5 環境対策(騒音、振動・防塵など)について確認したか	☐	適 : 不	/	
	6 工事用地等について(敷地、仮設用地)確保されているか	☐	適 : 不	/	
	7 運搬路、迂回路等の、運搬経路の条件があるか	☐	適 : 不	/	
	8 近接構造物の有無の確認は行なったか	☐	適 : 不	/	
	9 工事支障物件(電柱、埋設物など)の移設、撤去は済んでいるか	☐	適 : 不	/	
	10 工事施工に伴う第三者への被害を及ぼすことが懸念され、事前・事後調査等について確認したか	☐	適 : 不	/	
	11 その他	☐	適 : 不	/	
関係機関との協議内容の確認	1 電線・ケーブル、電柱、水道、ガス、鉄道等管理者との施工条件内容を確認したか	☐	適 : 不	/	
	2 埋蔵文化財等の施工条件内容を確認したか	☐	適 : 不	/	
	3 他官庁への報告・届出が必要かの有無を確認したか	☐	適 : 不	/	
	4 その他	☐	適 : 不	/	
地形条件	1 用地境界を確認したか	☐	適 : 不	/	
	2 施工ヤード、スペースを確認したか	☐	適 : 不	/	
	3 その他	☐	適 : 不	/	
施工条件	1 施工上の制約条件を確認したか	☐	適 : 不	/	
	2 仮設工について工法を確認したか	☐	適 : 不	/	
	3 交通安全対策について確認したか(防護施設、交通整理員、作業制限など)	☐	適 : 不	/	
	4 工事用資材等の経路、使用期間等に制限などについて安全施設、補修、工事終了後の処置などについて確認したか	☐	適 : 不	/	
	5 他の工事と関連がある場合の条件などを確認したか	☐	適 : 不	/	
	6 その他	☐	適 : 不	/	
現地調査	1 工事における振動、騒音等の環境状況を把握したか	☐	適 : 不	/	
	2 図面と現地の敷地形状の整合性を確認したか	☐	適 : 不	/	
	3 施工時の注意事項は把握したか	☐	適 : 不	/	
	4 ペンチマーク・GLを確認したか	☐	適 : 不	/	
	5 使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか	☐	適 : 不	/	
	6 その他	☐	適 : 不	/	

設計図	1	全体一般図に必要な項目が記載されているか	☐	適 : 不	/	
	2	特記仕様書等を確認したか	☐	適 : 不	/	
	3	意匠図と構造図が整合性がとれているか	☐	適 : 不	/	
	4	現地盤高と計画高の整合を確認したか	☐	適 : 不	/	
	5	各設計図が相互に整合しているか	☐	適 : 不	/	
	6	各所の高さが統一されているか	☐	適 : 不	/	
	7	構造図と配筋図の整合性がとれているか	☐	適 : 不	/	
	8	使用材料及び使用箇所が適切か	☐	適 : 不	/	
	9	関連工事(電気・設備工事等)との図面の整合性はとれているか	☐	適 : 不	/	
	10	指定仮設の場合、必要な項目が記載されているか	☐	適 : 不	/	
	11	設計図と設計書の使用材料及び数量の整合性がとれているか	☐	適 : 不	/	
	12	その他	☐	適 : 不	/	
その他	1		☐	適 : 不	/	
	2		☐	適 : 不	/	
	3		☐	適 : 不	/	
	4		☐	適 : 不	/	
	5		☐	適 : 不	/	
	6		☐	適 : 不	/	
	7		☐	適 : 不	/	
	8		☐	適 : 不	/	

注1: 照査項目確認表は、工事開始前に確認・チェックし、監督員に報告してください。

注2: チェック項目については、受注者が手書きで記入してください。

注3: 記載のチェック項目以外に、監督員が照査として必要な項目がある場合は、その他の欄に記載してください。